

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

平成27年10月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。）に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第6条関係） (略) 土木部 (略) 河川管理課		別表第4（第6条関係） (略) 土木部 (略) 河川管理課	
部長専決事項 (略)	課長専決事項 (1)～(8) (略) (9) 水防法第13条第2項の規定により、河川を指定し、及び洪水特別警戒水位を定めること。 <u>(9)の2 水防法第13条の3の規定により、海岸を指定し、及び高潮特別警戒水位を定めること。</u> (10) 水防法第14条第1項の規定により、洪水浸水想定区域を指定すること。 <u>(10)の2 水防法第14条の3第1項の規定により、高潮浸水想定区域を指定すること。</u> (11)～(16) (略)	部長専決事項 (略)	課長専決事項 (1)～(8) (略) (9) 水防法第13条第2項の規定により、河川を指定し、及び特別警戒水位を定めること。 (10) 水防法第14条第1項の規定により、浸水想定区域を指定すること。 (11)～(16) (略)
(略) (略)		(略) (略)	
別表第5（第14条の2関係） (略) 地域振興局の農林振興部長、農業振興部長及び農村整備部長専決事項		別表第5（第14条の2関係） (略) 地域振興局の農林振興部長、農業振興部長及び農村整備部長専決事項	
(1)～(6) (略)	(7) 地域再生法（平成17年法律第24号） <u>第17条の15第4項</u> の規定による地域農林水産業振興施設整備計画の同意をすること。	(1)～(6) (略)	(7) 地域再生法（平成17年法律第24号） <u>第17条の2第4項</u> の規定による地域農林水産業振興施設整備計画の同意をすること。
(8)～(10) (略)		(8)～(10) (略)	

(略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長
(農村振興担当) 専決事項

(1)～(6) (略)

(7) 地域再生法第17条の15第4項の規定による地
域農林水産業振興施設整備計画の同意をするこ
と。

(8)～(10) (略)

(略)

(略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長
(農村振興担当) 専決事項

(1)～(6) (略)

(7) 地域再生法第17条の2第4項の規定による地
域農林水産業振興施設整備計画の同意をするこ
と。

(8)～(10) (略)

(略)